

株 主 各 位

東京都品川区大崎五丁目5番23号

ヒロセ電機株式会社

代表取締役社長 中 村 達 朗

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 2階サンライト

3. 会議の目的事項

報告事項

- 第65期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第65期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.hirose.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に含まれる連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付に必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hirose.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

■営業の全般的状況

当期のわが国経済は、サプライチェーンの早期復旧により東日本大震災の影響で停滞していた企業の生産活動の回復も見られるようになりましたが、10月の製造業の生産拠点が集中するタイ国で発生した大洪水被害の影響や欧州の財政危機による金融不安や新興国の景気減速、本年2月後半からやや円安方向に戻したとは言え長期化する円高等企業を取り巻く環境は引き続き厳しく、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと当社グループは、昨年3月の東日本大震災の影響で落ち込んだ生産量の挽回を鋭意推進するとともに、平成22年12月に連結子会社化しましたヒロセコリア株式会社との営業、開発、生産での連携も一段と深めつつ当社グループのグローバル事業拡大を進めてまいりました。

また、従来は横浜市内と東京都内に分散しておりました製品開発部門、生産技術部門、営業・マーケティング部門等を昨年12月より横浜市都筑区の新社屋「横浜センター」に集約し、高度化する市場ニーズへのさらなる迅速な対応を目指し、高付加価値新製品の開発・販売体制の強化を推進中であります。

その結果、当期の連結売上高は一部携帯電話・スマートフォンメーカーの停滞および産業用機器分野の受注伸び悩み、さらにはタイ国大洪水等の影響もありましたが、ヒロセコリア株式会社の連結子会社化による増加分もあり、売上高は947億9千万円(前年同期比2.5%の増)、営業利益は195億5千4百万円(同11.2%の減)、経常利益は209億1千9百万円(同8.0%の減)、当期純利益は128億2千4百万円(同9.5%の増)となりました。

■製品別概況

次に、各製品別の売上概況についてご報告申し上げます。

(1) 多極コネクタ

当社の主力製品群であります多極コネクタは、丸形コネクタ、角形コネクタ、リボンケーブル用コネクタ、プリント基板用コネクタ、FPC(フレキシブル基板)用コネクタ、ナイロンコネクタ等多品種にわたります。

主として携帯電話・スマートフォン、デジタル情報家電、パーソナルコンピ

ュータ、通信機器、カーエレクトロニクス等の分野から計測・制御機器、F A 機器および医療機器などの産業用機器等の分野まで幅広く使用されているコネクタであり、今後のさらなる高度情報通信ネットワーク化社会および環境を考慮した省エネ化社会の進展とともに需要の拡大が見込まれております。

当期は、一部携帯電話・スマートフォンメーカーの停滞やタイ国大洪水等の影響等もありましたが、ヒロセコリア株式会社の連結子会社化による増加分もあり、連結売上高は756億9千9百万円（前年同期比1.0%の増）、営業利益は157億5千6百万円（同13.3%の減）となりました。

(2) 同軸コネクタ

同軸コネクタは、マイクロ波のような高周波信号を接続する特殊な高性能コネクタであり、主にマイクロ波通信機、衛星通信装置、電子計測器、または携帯電話・スマートフォンおよび伝送・交換装置等に使用されるコネクタであります。なお、光コネクタ、同軸スイッチもこの中に含んでおります。

当期の連結売上高は149億4千2百万円（前年同期比7.2%の増）、営業利益は37億6千1百万円（同3.1%の増）となりました。

(3) その他の製品

以上のコネクタ製品以外の製品として干渉波EMS等の電子医療機器、マイクロスイッチ類およびコネクタ用治工具類等を一括しております。

当期の連結売上高は41億4千8百万円（前年同期比16.6%の増）、営業利益は3千6百万円（同81.4%の減）となりました。

なお、当社グループは、管理基準の変更にもとづき、当期より、従来「その他の製品」の区分に属していました方向性結合器、固定減衰器等および同軸スイッチ等の高周波デバイス製品等を「同軸コネクタ」としております。

それに伴い、当期については、変更後の区分方法により集計しております。

2. 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、景気は緩やかな回復傾向が続くことが期待されますが、円高の長期化や欧州債務問題など、先行きの経済環境は引き続き不透明な状況が予想されます。

当社グループといたしましては携帯電話・スマートフォン、タブレットPC向け等の量的拡大やカーエレクトロニクス of のさらなる進展に伴う自動車市場での成長および産機・通信市場分野での伸長が見込まれます。一方、低価格志向による市場の価格競争はさらに激化し継続するものと予測されます。

このような環境の中で当社グループは、常に最先端の技術を追求し、より効率的な資源の配分と集中化を図り、弛まぬ改善・革新に取り組み、市場ニーズに対応した高付加価値新製品の開発力強化、生産効率化の促進、品質のさらなる向上などコスト競争力を高めるとともに、生産拠点のリスク分散化をも視野に入れたグローバル化の推進、国内外における販路の開拓等に努め、利益ある成長を目指して経営基盤の強化を図り、企業価値増大に取り組んでまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第62期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第63期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第64期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第65期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	86,431	87,214	94,646	91,924
売 上 高 (百万円)	89,872	84,468	92,440	94,790
経 常 利 益 (百万円)	20,776	21,999	22,739	20,919
当 期 純 利 益 (百万円)	13,306	13,266	11,714	12,824
1株当たり当期純利益 (円)	356.59	363.15	330.23	366.11
総 資 産 (百万円)	245,203	252,897	260,136	261,486
純 資 産 (百万円)	230,209	230,412	237,562	239,601

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

4. 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は112億6千2百万円であり、金型・治工具および組立機械の取得が中心であります。

5. 資金調達の状況

当期の設備投資資金は、全額自己資金をもって充当いたしました。

6. 重要な親会社および子会社の状況

●重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
東北ヒロセ電機株式会社	30	100	コネクタおよび同部品ならびに金型製造
郡山ヒロセ電機株式会社	30	100	コネクタの製造
一関ヒロセ電機株式会社	30	100	コネクタおよび同部品製造

上記の重要な子会社の3社を含め、連結子会社は19社、持分法を適用した非連結子会社は2社であります。

7. 主要な事業内容

当社グループは電子機器用コネクタの製造販売を主な事業とし、その製品はI-1.「製品別概況」にご説明のとおり、産業用電子機器を中心に民生用電子機器に至るまで、あらゆる分野で幅広く使用されております。

8. 主要な事業所

名	称	所 在 地
ヒロセ電機株式会社	本社 横浜センター 菊名事業所 関西支店 中部営業所	東京都・品川区 神奈川県・横浜市 神奈川県・横浜市 大阪府・大阪市 愛知県・名古屋市
東北ヒロセ電機株式会社	宮古工場	岩手県・宮古市
郡山ヒロセ電機株式会社	郡山工場	福島県・郡山市
一関ヒロセ電機株式会社	一関工場	岩手県・一関市

9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
名 3,945	名増 80

(注) パートタイマー (290名) は含まれておりません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 株式の状況

発行済株式総数、株主数

区 分	当 期 末 現 在
発行済株式総数	34,604,218株
株 主 数	(自己株式 5,416,518株を除く。) 5,216名

2. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	百株	%
ステート ストリー ト バンク アンド トラスト カンパニー	36,176	10.45
財 団 法 人 ヒ ロ セ 国 際 奨 学 財 団	28,550	8.25
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 4)	18,121	5.23
ジ ー ビ ー モ ル ガ ン チ ャ ー ス バ ン ク 3 8 0 0 5 5	12,455	3.59
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	12,166	3.51
ステート ストリー ト バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	12,117	3.50
ステート ストリー ト バンク アンド トラスト カンパニー	10,340	2.98
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	8,697	2.51
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (住 友 信 託 銀 行 再 信 託 分 ・ 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 退 職 給 付 信 託 口)	8,162	2.35
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 信 託 口 0 7 0 0 0 2 8	7,898	2.28

(注) 上記大株主10名のほか、当社が自己株式54,165百株を保有しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 株式の所有者別状況

区 分	株 主 数	持 株 数	持 株 比 率
	名	百株	%
金 融 機 関	59	109,772	27.43
証 券 会 社	34	4,857	1.21
そ の 他 の 法 人	208	51,340	12.83
外 国 法 人 等	286	152,850	38.19
個 人 そ の 他	4,629	81,386	20.34
合 計	5,216	400,207	100.00

(注) 1. 上記のうち100株未満の単元未満株主は588名、その所有株式数は180百株であります。
2. 「個人その他」の中に自己株式54,165百株を含んでおります。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はございません。

2. 現に発行している新株予約権等

平成15年6月27日開催の定時株主総会決議による新株予約権

	取締役（社外取締役を除く）
保有者数	1名
目的である株式の種類および数	普通株式 3,000株
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価額	38,220,000円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成24年6月30日まで

平成19年6月28日開催の定時株主総会決議による新株予約権

	取締役 (社外取締役を除く)	使用人	子会社の役員
保有者数	10名	9名	1名
目的である株式の種類および数	普通株式10,000株	普通株式4,500株	普通株式500株
新株予約権の発行価額	無償		
株式の発行価額	204,945,000円		
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から平成28年6月30日まで		

- (注) 1. 取締役5名が保有している新株予約権は、使用人として在籍時に付与されたものです。また退任した取締役2名が在任時に付与されたものも含まれております。
2. 使用人2名が保有している新株予約権は、子会社の役員として在任時に付与されたものです。

平成19年6月28日開催の定時株主総会決議による新株予約権

	取締役(社外取締役を除く)	使用人
保有者数	5名	1名
目的である株式の種類および数	普通株式 5,000株	普通株式 500株
新株予約権の発行価額	無償	
株式の発行価額	75,146,500円	
新株予約権の行使期間	平成20年1月7日から平成28年6月30日まで	

- (注) 取締役のなかには退任した取締役2名が在任時に付与されたものが含まれておりません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 当社の取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 達 朗	
代表取締役副社長	串 田 榮	
専務取締役	石 井 和 徳	営業本部長兼経営改革推進室長
常務取締役	吉 村 義 和	技術本部長
取締役	二階 堂 和 久	製作本部長
取締役	飯 塚 和 幸	管理本部長
取締役	近 藤 真	営業本部副本部長
取締役	中 村 充 男	技術本部副本部長
取締役	堀 田 健 介	
常勤監査役	松 原 俊 雄	
監査役	関 根 榮 郷	弁護士
監査役	比 嘉 高 一	
監査役	杉 島 光	公認会計士

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

① 就 任

- ・平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において、新たに堀田健介氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退 任

- ・平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、杉野 貢および児島 仁の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

2. 取締役 堀田健介氏は、社外取締役であります。

3. 監査役 関根榮郷、比嘉 高および杉島光一の3氏は、社外監査役であります。なお、3氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。

4. 監査役 杉島光一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務報告および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 代表取締役社長 中村達朗氏は、東北ヒロセ電機株式会社、郡山ヒロセ電機株式会社、一関ヒロセ電機株式会社の代表取締役社長を兼務しております。

2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 11名 279百万円、監査役 4名 32百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬限度額（年額）は、取締役880百万円（平成18年6月29日開催の定時株主総会決議）、監査役75百万円（平成18年6月29日開催の定時株主総会決議）であります。
3. 上記金額には、役員賞与引当金として未払相当分とした金額（122百万円）を含んでおります。
4. 上記のうち社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬は、5名20百万円です。
5. 上記金額には、当期に退任した取締役1名に対して支給した退職慰労金1百万円を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はございません。

(2) 主な活動状況

氏名	主な活動状況
堀田健介	社外取締役就任後開催の取締役会13回のうち12回に出席し、主に他社における経営経験から発言を行っております。
関根榮郷	当期開催の取締役会19回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会8回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
比嘉 高	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会にすべて参加し、主に他社における経営経験から発言を行っております。
杉島光一	当期開催の取締役会、監査役会にすべて参加し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の合計額（最低責任限度額）を限度とする契約を締結しております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

当期に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社および当社社会が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社の連結子会社である、ヒロセエレクトリック (U. S. A.), I N C. はKPMG L L P、ヒロセヨーロッパB. V. はKPMG A C C O U N T A N T S N. V.、廣瀬電機香港貿易有限公司はKPMG H o n g K o n g、博瀬電機貿易 (上海) 有限公司はD e l o i t t e T o u c h e T o h m a t s u C P A L t d.、ヒロセコリア株式会社は韓英会計法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、取締役会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する方針です。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月12日の取締役会において、内部統制に関する基本方針について決議いたしました。その後、コンプライアンス組織体制を構築し、それに伴うコンプライアンス管理規程を制定いたしました。

内部統制に関する基本方針の概要は、次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社グループは、管理担当役員が統括管理する「文書管理規程」に従い「文書取扱責任者」を定め、議事録、稟議書、契約書等の職務執行に係る情報を文書または電子媒体により、安全な場所に所定の期間保存する。
取締役および監査役は、これらの文書等をいつでも閲覧することができる。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役は、その担当業務ごとにリスク管理に関する規程の整備などグループ会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
内部監査部門は、所轄部署におけるリスク管理状況を監査し、重要な事項については、社長に適時、適切に報告する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役が、その担当業務ごとに年度の方針を定め、これを受けて各部門の責任者は、実施すべき具体的な目標および分担など効率的な達成方法を立案し、社長の承認を得て実行に移す。
取締役会は、グループ会社も含め定期的にその結果のレビューを実施し、フィードバックすることにより、効率的な職務執行を実現する。
4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役は、当社グループの経営理念・行動指針に基づいて制定した「ヒロセ電機グループ行動規範」を率先垂範するとともに、教育、監査および指導の実施により全ての使用人に徹底し、コンプライアンス体制の確立を図る。
5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
取締役は、その担当業務ごとにグループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
内部監査部門は、監査役の職務の補助を行う。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助者の任命、評価、異動、懲戒は、監査役の意見を尊重する。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、次の事項につき監査役に報告する。

- ①会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ②重大な法令・定款違反行為に関する事項
- ③その他会社経営上重要な事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役に対して、業務執行取締役および使用人からヒヤリングを実施する機会を確保するとともに、監査役は、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(注) 本事業報告に記載されている金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
ただし、1株当たり当期純利益については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	172,064	流動負債	19,231
現金及び預金	107,703	支払手形及び買掛金	10,415
受取手形及び売掛金	23,344	未払法人税等	3,205
有価証券	27,735	賞与引当金	1,461
商品及び製品	3,799	役員賞与引当金	122
仕掛品	2,378	その他	4,027
原材料及び貯蔵品	1,009	固定負債	2,652
未収入金	3,203	繰延税金負債	2,101
繰延税金資産	1,343	退職給付引当金	170
その他	1,597	その他	380
貸倒引当金	△50		
固定資産	89,421	負債合計	21,884
有形固定資産	26,448	(純資産の部)	
建物及び構築物	8,494	株主資本	238,704
機械装置及び運搬具	6,638	資本金	9,404
工具、器具及び備品	4,273	資本剰余金	14,371
土地	5,940	利益剰余金	269,620
建設仮勘定	1,102	自己株式	△54,692
無形固定資産	1,511	その他の包括利益累計額	△2,101
ソフトウェア	1,359	その他有価証券評価差額金	2,394
その他	152	為替換算調整勘定	△4,496
投資その他の資産	61,461	新株予約権	63
投資有価証券	59,014	少数株主持分	2,936
前払年金費用	337		
繰延税金資産	882	純資産合計	239,601
その他	1,312		
貸倒引当金	△85	負債及び純資産合計	261,486
資産合計	261,486		

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		94,790
売 上 原 価		56,166
売 上 総 利 益		38,623
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,069
営 業 利 益		19,554
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	814	
受 取 配 当 金	99	
為 替 差 益	28	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	508	1,450
営 業 外 費 用		85
経 常 利 益		20,919
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	1,004	
受 取 和 解 金	21	1,025
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	385	385
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		21,559
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,269	
法 人 税 等 調 整 額	1,070	8,339
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		13,220
少 数 株 主 利 益		395
当 期 純 利 益		12,824

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,404	14,371	262,056	△49,321	236,511
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△5,262		△5,262
当期純利益			12,824		12,824
自己株式の取得				△5,371	△5,371
連結範囲の変動			3		3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	7,564	△5,371	2,192
当 期 末 残 高	9,404	14,371	269,620	△54,692	238,704

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少 数 株 主 分 持	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	2,124	△3,820	△1,696	64	2,682	237,562
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			—			△5,262
当期純利益			—			12,824
自己株式の取得			—			△5,371
連結範囲の変動			—			3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	269	△675	△405	△1	253	△153
当期変動額合計	269	△675	△405	△1	253	2,039
当 期 末 残 高	2,394	△4,496	△2,101	63	2,936	239,601

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月16日

ヒロセ電機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沖 恒 弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 木 直 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 嶋 泰 久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒロセ電機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	98,336	流動負債	10,521
現金及び預金	59,002	買掛金	4,510
受取手形	3,694	未払金	2,051
売掛金	15,998	未払費用	305
有価証券	14,120	未払法人税等	2,399
商品	2,333	預り金	79
貯蔵品	106	賞与引当金	1,037
前払費用	298	役員賞与引当金	122
未収入金	2,002	その他	16
繰延税金資産	691	固定負債	799
その他の	91	長期預り保証金	247
貸倒引当金	△4	繰延税金負債	458
固定資産	53,849	その他	93
有形固定資産	14,788	負債合計	11,320
建物及び構築物	6,624	(純資産の部)	
機械装置	2,175	株主資本	138,426
車両運搬具	6	資本金	9,404
工具、器具及び備品	1,229	資本剰余金	14,371
土地	4,560	資本準備金	12,007
建設仮勘定	193	その他資本剰余金	2,364
無形固定資産	1,104	自己株式処分差益	2,364
ソフトウェア	1,044	利益剰余金	169,342
ソフトウェア仮勘定	46	利益準備金	1,605
その他	13	その他利益剰余金	167,737
投資その他の資産	37,956	固定資産圧縮積立金	858
投資有価証券	31,582	別途積立金	122,800
関係会社株式	5,183	繰越利益剰余金	44,079
長期前払費用	199	自己株式	△54,692
前払年金費用	232	評価・換算差額等	2,376
敷金及び保証金	60	その他有価証券評価差額金	2,376
長期未収入金	633	新株予約権	63
その他	136	純資産合計	140,865
貸倒引当金	△72	負債及び純資産合計	152,186
資産合計	152,186		

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		76,055
売 上 原 価		51,107
売 上 総 利 益		24,948
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,188
営 業 利 益		10,759
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	518	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	3,677	4,196
営 業 外 費 用		1,666
経 常 利 益		13,289
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	912	
受 取 和 解 金	21	933
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	273	273
税 引 前 当 期 純 利 益		13,948
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		5,143
法 人 税 等 調 整 額		663
当 期 純 利 益		8,141

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資 本剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利 益剰余金 固定資産 圧縮積立金
当 期 首 残 高	9,404	12,007	2,364	14,371	1,605	266
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—		
圧縮積立金の積立・取崩				—		591
当 期 純 利 益				—		
自己株式の取得				—		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—		
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	591
当 期 末 残 高	9,404	12,007	2,364	14,371	1,605	858

	株 主 資 本					評価・換 算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計			
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計					
	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	122,800	41,791	166,463	△49,321	140,918	2,109	64	143,092
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当		△5,262	△5,262		△5,262			△5,262
圧縮積立金の積立・取崩		△591	—		—			—
当 期 純 利 益		8,141	8,141		8,141			8,141
自己株式の取得			—	△5,371	△5,371			△5,371
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			—		—	266	△1	265
当 期 変 動 額 合 計	—	2,287	2,879	△5,371	△2,492	266	△1	△2,226
当 期 末 残 高	122,800	44,079	169,342	△54,692	138,426	2,376	63	140,865

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月16日

ヒロセ電機株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 沖 恒 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 木 直 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢 嶋 泰 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒロセ電機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法・内容及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月17日

ヒロセ電機株式会社 監査役会

常勤監査役 松原俊雄 ⑧

社外監査役 関根榮郷 ⑧

社外監査役 比嘉高 ⑧

社外監査役 杉島光 ⑧

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、株主各位への安定的な配当の維持を基本に、業績および経営環境などを総合的に勘案して行いたく下記のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金55円 総額1,903,231,990円

これにより、年間の配当金は、既に中間配当金としてお支払いいたしました1株につき75円とあわせて年130円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成24年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

経営体制の一層の強化のため、役付取締役として新たに取締役副会長を置くようにいたしたく、現行定款第22条について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議をもって取締役最高顧問、取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 当社は、前項の取締役の中から代表取締役を選定する。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議をもって取締役最高顧問、取締役会長、取締役社長、<u>取締役副会長</u>および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 <現行どおり></p>

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役関根榮郷氏、比嘉 高氏、杉島光一氏の3名は、任期満了となります。つきましては監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	すぎしまてるかず 杉島光一 (昭和25年3月12日生)	昭和47年4月 兼松江商株式会社（現兼松株式会社）入社 昭和49年10月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 昭和53年4月 芹沢法律会計事務所入所 昭和54年3月 公認会計士開業登録 昭和54年6月 税理士開業登録 昭和60年4月 杉島公認会計士事務所設立 現在に至る 平成19年6月 スターゼン株式会社社外監査役就任 現在に至る 平成20年6月 当社監査役就任 現在に至る	0株
2	せしもあきら 瀬下明 (昭和16年8月24日生)	昭和42年4月 大東京火災海上保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社 平成6年6月 同社 取締役就任 平成7年6月 同社 常務取締役就任 平成9年6月 同社 代表取締役専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役社長就任 平成13年4月 あいおい損害保険株式会社 代表取締役社長就任 平成16年4月 同社 代表取締役会長就任 平成19年6月 同社 特別顧問就任（取締役退任） 平成19年6月 株式会社TOKAI 社外監査役就任 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問就任 現在に至る 平成23年4月 株式会社TOKAI ホールディングス社外監査役就任 現在に至る	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ゆの き つかさ 柚木 司 (昭和18年7月6日生)	昭和43年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 昭和43年4月 富沢準次郎法律事務所入所 昭和45年1月 柚木法律事務所開設 平成9年5月 同所 所長 現在に至る 平成22年6月 株式会社リコー 社外監査役就任 現在に至る	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下の通りであります。

(1) 候補者杉島光一氏、瀬下 明氏および柚木 司氏は、社外監査役候補者であります。

(2) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について

① 杉島光一氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

また、瀬下 明氏につきましては、他社での経営者としての経験を、当社の監査にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

また、柚木 司氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

② 杉島光一氏、瀬下 明氏および柚木 司氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

③ 杉島光一氏、瀬下 明氏および柚木 司氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

④ 杉島光一氏、瀬下 明氏および柚木 司氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲り受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(3) 社外監査役候補者としての職務を遂行することができる判断する理由について

杉島光一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

柚木 司氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(4) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者である杉島光一氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の合計額(最低責任限度額)を限度とする契約を締結しております。なお同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。

また、瀬下 明氏、柚木 司氏の新任が承認された場合には、当該責任限定契約と同様の契約を締結する予定であります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および国内子会社の取締役（社外取締役を除く）、幹部従業員に対するストックオプションとして発行する権利行使期間の異なる2種類の新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

また本議案は、会社法第361条の規定にもとづき、当社取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社および子会社の取締役、幹部従業員の員数および職位を基準として割当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

なお、新株予約権の付与の対象となる取締役は8名となります。

I. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を実施するもの。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数の上限

600個を上限とする。このうち、取締役を付与対象とする新株予約権の数は120個を上限とする。

2. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする（無償）。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。なお、新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式60,000株を上限とし、下記(2)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記1.記載の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 付与株式数の調整

株主総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整され、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額・算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付（自己株式を移転）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均価額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、新株予約権の割当日の終値の価額を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

(4) 行使価額の調整

新株予約権割当日後、株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込総額} = \text{調整前払込価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使の場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は認めない。その他の条件は、総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と当該対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 新株予約権の取得事由および条件

当社はいつでも新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

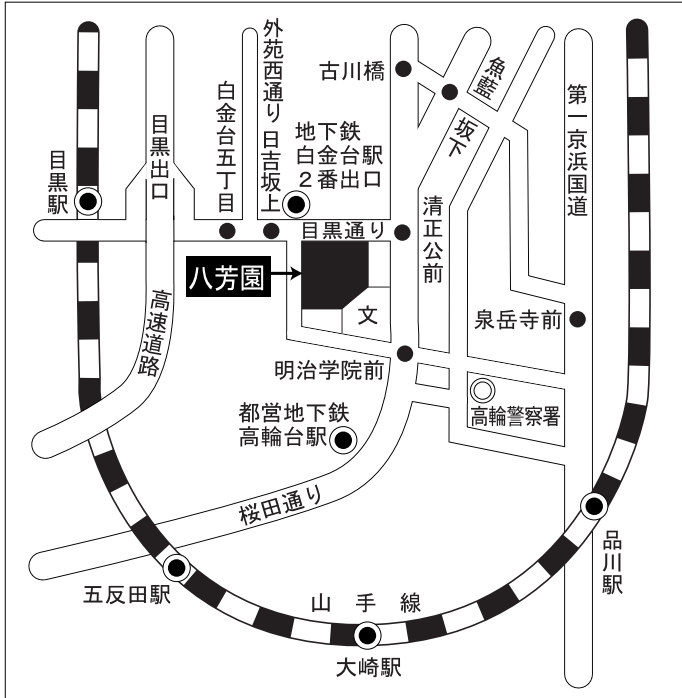
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

以 上

<メモ欄>

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図



会 場 東京都港区白金台一丁目1番1号

八芳園 2階サンライト

電話 03 (3443) 3111

交 通 会場まで

地下鉄南北線	}	「白金台」駅下車 徒歩1分
都営三田線		
都営浅草線		「高輪台」駅下車 徒歩12分
J R線		「品川」・「五反田」・「目黒」各駅より タクシー5分